

沖縄海区漁業調整委員会指示20第3号

平成15年9月1日に免許した共同第23号の第一種共同漁業権を取得した漁業協同組合と関係地区内に住所を有する漁民であつてその組合員ではないもののとの関係において、当該漁業権の行使を適切にするため、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第11項、第67条第1項及び第116条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成20年9月1日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 桃原仁一

第1 漁業の操業

多良間村に住所を有する漁業者は、共同第23号第一種共同漁業を内容とする漁業（以下「当該漁業」という。）を営むことができる。

第2 遵守事項

第1の規定により当該漁業を営む者は、当該漁場計画の免許の内容たるべき事項の漁業の時期及び制限又は条件を遵守しなければならない。

第3 実績報告

第1の規定により当該漁業を営む者は、毎年1月から12月までの漁獲実績報告書を第1号様式により、翌年の1月31日までにその所属する漁業に係る団体及び在住する村を経由し、沖縄海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

第4 この指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成20年9月1日から平成25年8月31日までとする。